

新座市耐震助成制度のご案内

最大100万円補助

(高齢者等でリフォーム併用工事の場合)

新座市では耐震診断・耐震改修等をされる方に
費用の一部を助成しています。

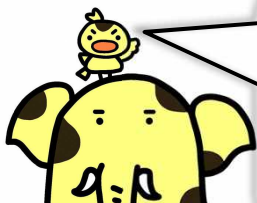
あなたの家は
大丈夫？



大地震から
家族を守ろう!!

助成概要

助成事業	建物等の要件	対象者の区分	助成額
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工したもの 木造2階建て以下、戸建または併用住宅 自己または1親等以内が所有する建築物 市税等の滞納がない方 	65歳以上の 高齢者等が 居住する住宅	診断費の100% 上限10万円
		一般の住宅	診断費の2/3 上限5万円
耐震改修等	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の要件 耐震診断の結果、倒壊の可能性があるもの 倒壊しない住宅に改修するものまたは建替え 	65歳以上の 高齢者等が 居住する住宅	耐震改修費の100% 上限60万円まで
		一般の住宅	耐震改修費の23% 上限30万円まで
	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修の要件 1階に設置するもの 	65歳以上の 高齢者等が 居住する住宅	設置費の2/3 上限40万円まで
		65歳以上の 高齢者等が 居住する住宅	耐震改修費の100% 上限80万円まで + リフォーム工事費の5% 上限10万円まで
<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修の要件 消費税を除いた50万円以上のリフォーム工事 (耐震改修工事を除く)を同時に行うことが 必要です。 	一般の住宅	耐震改修費の23% 上限50万円まで + リフォーム工事費の5% 上限10万円まで	
	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修の要件 別途『高齢者居宅改善整備費助成事業』又は 『重度障がい者居宅改善整備費助成事業』を 申請し、認定されることが必要です。 	65歳以上の 高齢者または 障がい者が 居住する住 宅のみ	耐震改修費の100% 上限80万円まで



補助に際しての注意

- ☆ 耐震診断・耐震改修の契約をする前に、申請が必要です。
- ☆ 耐震改修や建替えを行う前に耐震診断が必要です。
- ☆ 併用工事を行う場合は、同一建設業許可事業者（市外事業者でも可能）による工事となります。
- ☆ 助成に際しては、上記の他に各種諸要件がございます。
- ☆ 手続きについては、裏面の『手続きのながれ』をご参照ください。

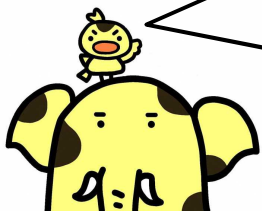
お問合せ
048-477-4519

新座市 都市整備部
建築開発課 住宅係

耐震診断・改修等助成制度の手続きのながれ



耐震改修併用工事について



リフォームやバリアフリー工事を併用して耐震改修工事を行った場合、さらに耐震助成額が増額されます!!

リフォームやバリアフリーについてのお問合せは、次の連絡先にお問い合わせください。

【リフォーム助成併用制度】

建築開発課 住宅係 048-477-4519

【バリアフリー補助制度】

長寿はつらつ課 安心サポート係 048-424-9611 (65歳以上の方が対象となります)

障がい者福祉課 障がい者支援係 048-477-6891 (障がい者の方が対象となります)

耐震助成制度の詳細内容は、新座市ホームページ または 窓口でご確認ください。